

IFRSをめぐる動向 第39回 金融資産の減損プロジェクトの概要(2011年12月までの動向)

I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおける金融資産の減損にかかわるプロジェクトの内容を2011年12月までの審議状況をふまえて解説いたします。なお、本プロジェクトは、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)（「両審議会」）が共同プロジェクトとして審議しており、2011年12月の会議において、貸付金と負債証券を含む金融資産の減損の目的と測定アプローチについて一定の暫定的合意をしていますが、まだ結論を出しておらず最終基準も公表していないため、審議内容は変更される可能性があることにご留意ください。また、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、属する組織の見解とは関係のない旨あらかじめお断りしておきます。

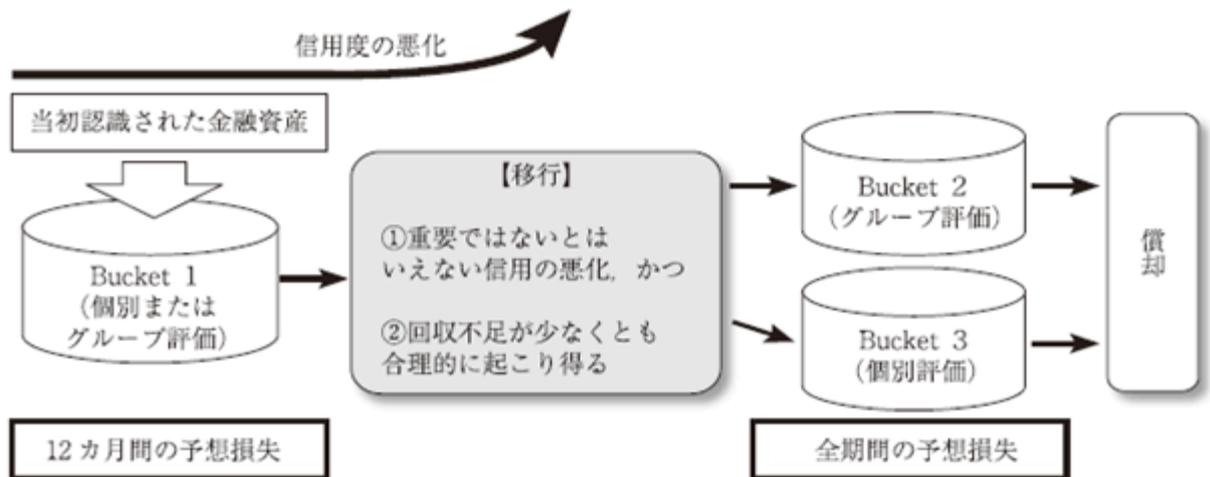
II. 金融資産の減損プロジェクトの概要

IASBは、公開草案「金融商品：償却原価及び減損(Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment)」(2009年11月)、公開草案への補足文書(Supplement to ED)である「金融商品：減損(Financial Instruments: Impairment)」(2011年1月)を公表しました。その後、公開草案で当初提案されていた、実効金利の調整として予想損失を将来の全期間にわたって認識していくモデル(例えば、貸付金利等から算定される実効金利(5%)から信用コスト(1%)を控除した金利(4%)が每期認識され、信用コスト部分は引当として計上される。)に対する実務的課題のコメントについて、継続的に審議を重ねてきました。

III. 12月までの審議の概要

1. 予想損失(Expected loss)

期待値の観点から予想損失を見積らなければならないと決定しており、企業は、期待値という概念にもとづいて、可能性のある結果を識別し、それぞれの結果の発生可能性を見積り、そして確率で加重平均した金額を算定し割引計算する必要があります(加重平均割引現在価値)。期待値という目的を達成するための合理的な手段として、その他の適切な方法も使用可能であるとされています。例としては、金融機関における一般実務である、債務不履行の可能性(PD:Probability of Default)、債務不履行となった場合の損失額(LGD:Loss Given Default)及びそのエクスポージャー(EAD:Exposure At Default)を考慮する方法、等が考えられます。



2. 3Buckets アプローチ

減損の測定のために、金融資産は、3つのカテゴリー(「Buckets」)に区分されます。当初認識日時点で、全ての金融資産は、Bucket1に分類され、その後、信用度の悪化が生じた場合には、Bucket2または Bucket3のいずれかに分類変更されます。

(1) Bucket1の減損評価

当初認識時に全ての金融資産は、Bucket1に分類され、また、その後、信用度の悪化が重要でなく、企業が契約上のキャッシュ・フローを実質的に全額回収することを見込んでいる金融資産は、Bucket1に分類されます。Bucket1に対する引当金は、測定日時点で今後12カ月の間に発生すると見込まれる債務不履行の可能性に基づいて計上されます。また、12カ月の間に債務不履行の状態になっても、未回収キャッシュ・フローが12カ月を超えて発生する場合も考えられることから、残存する全期間にわたって見込まれる未回収額に対して引当計上する必要があります。Bucket1の要件を満たすか否かを評価するため、資産は、同質のリスク特性をもつ資産プールにグルーピングされ分析されるか、または個別レベルで分析される必要があります。すなわち、個別に重要な場合または同質のリスクを有するグループがない場合には、個別に減損の評価がなされ、それ以外については、同質のリスクを有する資産プールに対して減損の評価を行う必要があります。

今後12カ月間の債務不履行の可能性を前提として減損が測定されるため、将来の全期間にわたっての債務不履行の可能性を考慮する場合(全期間の予想損失)と比較して、当初認識時点における損失は減少することになると考えられます。また、債務不履行となる可能性について12カ月間と限定することは、バーゼルの資本規制の期待損失の考え方と整合しており、内部格付手法に基づいて自己資本規制に従っている銀行にとって、既存データの利用が可能と考えられ、シナジーが見込まれます。しかし

ながら、バーゼル上の期待損失(PD×EAD×LGD)が、IFRSの減損モデルに適合しているか否かの検討ならびに適合していない部分についての調整の検討が必要となると考えられます。

(2) Bucket1から Bucket2または Bucket3への分類変更

Bucket1から Bucket2または Bucket3へ分類変更する時期の判断は、(1)当初認識以降の信用の質の悪化の程度、及び(2)結果として契約上のキャッシュ・フローを回収できないリスクに基づいて行われます。すなわち、当初認識以降、重要ではないとはいえない信用の悪化が発生しており(when there has been a more than insignificant deterioration in credit quality since initial recognition)、かつ、キャッシュ・フローを十分に回収できないことが少なくとも合理的に起こり得ると企業が判断した場合(when the likelihood of default is such that it is at least reasonably possible that the contractual cash flows may not be fully recoverable)、金融資産は Bucket2または Bucket3に分類変更されます。また、信用の悪化と改善の両方向への遷移を考慮することが考えられており、たとえば、信用度が悪化した場合には Bucket1から Bucket2へ、信用度の改善がみられた場合にはその逆方向へ、分類変更されることになります。

企業は、上記の2つの原則に基づいて、Bucketsの間で減損に関する分類変更を行う必要があるかどうかを決定する際、たとえば、一般的な経済やインダストリーの状況の変化、借手の信用の質の変化など、さまざまな要因を評価・検討する必要があり、その要因としては、下記の表のような指標が提案されています。なお、債務不履行の可能性はキャッシュ・フローの回収可能性を決定する上で特に重要な特性であるとされています。

一般的な要因	借手の信用リスクに係る固有の要因	
<p>現在および今後予想される以下の状況の変化(借手の信用リスクとの関連性のあることが前提)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済環境 ・失業率 ・担保資産の価値 ・等 	<p>(リテール・ローン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞 ・借手の返済能力 ・倒産 	<p>(商業ローン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績 ・経営者の能力 ・事業リスク ・資産の内容 ・流動性 ・財務保証

Bucket1から Bucket2または Bucket3へ分類変更されると、後述のように全期間の債務不履行の可能性を考慮する必要があるため引当額は増額し、損益に重要な影響を与える可能性があります。分類変更に関する判断にあたって明確な基準(Bright line)

が明示されていないため、マネジメントの判断が重要となり、また、それに伴い、実務の幅が生じ比較可能性を損なう恐れがあります。但し、基準上、例示を示すことによって当該分類変更の原則の明瞭化が図られる予定です。

(3) Bucket2または Bucket3の減損評価

Bucket2または Bucket3における減損の測定は、金融資産の全期間の予想損失に基づいて行われます。また、Bucket2と Bucket3の違いは、「評価の単位」の違いで、Bucket2にはポートフォリオ単位で減損評価される金融資産が含まれ、Bucket3には個別に減損評価される金融資産が含まれます。個別に重要な場合または同質のリスクを有するグループがない場合には、個別評価となり、それ以外について、ポートフォリオ（同質のリスクを有する資産プール）に対して減損評価をする必要があります。したがって、Bucket2と Bucket3のいずれかかの信用の質がより悪いということを意味していません。

Bucket2または Bucket3においては、全期間の債務不履行の可能性を見積もる必要があることから、その見積もりの合理性を確保するための十分な過去データの蓄積が必要となると考えられます。また、住宅ローンのように残存期間の長い貸付の場合、フォワードルッキング的な長期の予測が必要となり、景気循環の影響、早期償還等を含め、どの程度の関連する予測情報を織り込むかは経営者の判断に大きく依拠することになると考えられます。

(4) 負債性証券への適用

上記の減損モデルは、商業ローン及び住宅ローン等のリテールローンのみならず、負債性証券にも適用されることが確認されています。負債性証券について Bucket1から Bucket2または Bucket3へ分類変更する時期を判断するため、信用度の悪化を表す主要な指標として、負債性証券の公正価値の変動（簿価と比較して公正価値の下落の程度と期間の分析）を検討する必要があります。また、当該分類変更の時期を決定する際の助けとなる、負債性証券に関する特定の要因について引続き審議していく予定です。なお、簿価と比較して公正価値の下落の程度と期間について明確な基準（Bright line）が設定されていないため、経営者の判断が重要となると考えられます。

IV. 今後の動向

上記の審議内容は暫定的なものであり、今後の審議に応じて変更される場合があるとともに、未審議事項について、引続き審議が継続される予定です。再審議が完了した後、公開草案が2012年上半期には公表される予定であり、パブリックコメントの募集も行われます。なお、IASB及びFASBは減損モデルに関するコンバージェンスの達成を非常に重要だと考えているため、引続きこの領域におけるコンバージェンスの達成に努めていく予定です。